

オープンカウンター方式についての注意事項

1 オープンカウンター方式とは、見積合わせにおいて、見積もりの相手方を特定せず、見積合わせへの参加を希望する業者からの見積書提出により、受注者を決定する方式です。

見積合わせに参加を希望する方は、見積依頼書をダウンロードし、指定の期日までに見積書を提出してください。

2 見積合わせに参加できるのは、次のすべてに該当する者です。

- (1) 宮城県の「物品調達等に係る競争入札参加業者登録」又は「宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録」若しくは「建設関連業務に係る競争入札の参加資格登録」のいずれかを得ている者とする。
- (2) 宮城県内に本社（本店）又は宮城県の競争入札参加業者登録簿に登録されている支店（営業所）を有する者であること。
- (3) 見積合わせ期日において、宮城県立病院機構契約事務取扱規程第3条第1項の規定により競争入札に参加することができない者及び同条第5項各号に該当する者でないこと。
- (4) 見積合わせ期日において、「宮城県建設工事入札参加登録業者等指名要領」又は宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領」に基づき、指名停止又は資格制限を受けている期間中でないこと。
- (5) 見積合わせ期日において、宮城県入札契約暴力団等排除要綱別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

3 仕様等について不明な点がある場合は、FAX・Eメール等により質問書を提出するものとし、その提出期限は、仕様を公開した日から起算して2日目（閉庁日を除く。）を基準とします。

4 見積参加者は、同等品による見積書提出を希望する場合は、同等品の申請を行い、契約執行者より承認を得た後に見積書を提出するものとし、その申請期限は、仕様を公開した日から起算して3日目（閉庁日を除く。）を基準とします。

なお、承認を得た同等品の申請内容に、虚偽、錯誤等があり、契約締結後に仕様要件を満たしていない事が判明した場合には、当該仕様書に瑕疵が認められない限り、その一切の責任は契約の相手方に帰属するものとします。

5 見本が「有り」となっているものについては、本部事務局において提示します。見本を確認しなくても、参加は可能ですが、見本を確認しなかったことにより、見積もり内容に誤りがあった場合でも、見積もり金額の変更は原則認めません。

6 原則として、見積もりする物品は宮城県グリーン購入の推進に関する基本方針及び同計画に適合した物品とします。

7 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する消費税額及び地方消費税額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額としますので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。

8 最低価格が予定価格に達しなかった場合は不調とし、原則として1者随意契約見積合わせに移行します。

9 契約保証金については、宮城県立病院機構契約事務取扱規程第27条及び第28条によるものとします。